

答 申 第 4 号

平成16年9月3日

富山県知事 中 沖 豊 殿

富山県情報公開審査会

会長職務代理委員 大 坪 健

富山県情報公開条例第19条の規定による諮問について（答申）

平成14年11月1日付け文学第481号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

私立高等学校を設置する学校法人から富山県知事へ提出された計算書類の部分開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）は、異議申立ての対象となった関係計算書類の非開示部分について、貸借対照表の中科目及びその金額に係る部分を開示することが妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成14年7月25日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「富山県内に所在し、私立学校法により富山県知事が所轄監督する私立高等学校で、私立学校振興助成法に基づき作成し提出が義務付けられている、文部省令第18号学校法人会計基準第4条が規定する関係計算書類のうち、平成13年度分の資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、消費収支計算書、消費収支内訳表、貸借対照表、固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表」の開示を請求した。

2 開示決定等

（1）平成14年8月7日、実施機関は、上記の請求に対し、県内に高等学校を設置する学校法人（8法人）が、富山県知事へ提出している平成13年度分の資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、消費収支計算書、消費収支内訳表、貸借対照表、固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表（以下「本件公文書」という。）を特定し、次に掲げる部分を非開示とする部分開示決定を行い、異議申立人に通知した。

- ・ 資金収支計算書、資金収支内訳表、消費収支計算書及び消費収支内訳表のうち大科目よりも詳細な科目（国及び地方公共団体からの補助金収入に係る科目を除く。）に係る科目名及び金額
- ・ 人件費支出内訳表のうち計の欄の金額を除いた部分
- ・ 貸借対照表のうち大科目よりも詳細な科目に係る科目名及び金額並びに注記部分
- ・ 固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表のすべて
- ・ 法人及び個人の印影

（2）平成14年8月30日、異議申立人は、本件部分開示決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、異議申立てを行った。

(3)平成14年11月1日、実施機関は、本件部分開示決定処分に係る異議申立てについて、条例第19条の規定により、富山県情報公開審査会(以下「本審査会」という。)に諮問した。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、上記部分開示決定処分のうち、法人及び個人の印影に係る部分以外の部分の非開示の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

「異議申立書」、「非開示理由説明書に対する意見書」及び意見陳述において異議申立人が主張している異議申立ての理由は、概ね別紙1のとおりである。

第4 実施機関の主張

「非開示理由説明書」及び意見陳述において実施機関が主張している非開示理由は、概ね別紙2のとおりである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

(1)私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第1項には「第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない」と規定されている。また、同条第2項には「前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない」と規定されている。

本件公文書は、前記の各規定に従い、文部科学大臣の定める学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号。以下「会計基準」という。)第4条に基づき作成された計算書類として富山県知事に提出された書類である。

(2)学校法人の会計処理は、会計基準第2条の規定により、真実性の原則、複式簿記の原則、明瞭性の原則及び継続性の原則のいわゆる会計四原則が適用されることとされている。これらの原則に則り、本件公文書は、補助金を受ける学校法人が毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応する収入、支出及び決算を明らかにするために作成されたものである。

会計基準においては、資金収支計算書及び消費収支計算書については、「大科目」及び「小科目」の記載科目が定められ、貸借対照表については、「大科目」、「中科目」及び「小科目」の

記載科目が定められている。

そして、資金収支計算書及び消費収支計算書については、「大科目」と「小科目」の間に適当な「中科目」を設けること又は適当な「小科目」を追加し、若しくは細分することができることとされている。また、貸借対照表については、適当な「小科目」を追加し、又は細分することができることとされている。

なお、本件公文書のうち、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表以外の計算書類については、会計基準上記載科目についての規定はない。

(3) 本審査会では、異議申立ての対象となった本件公文書について実際に調査を行い、その記載内容を次のとおり確認した。また、実施機関が非開示とした部分が公になることによる学校経営等への具体的な支障の有無について、参加人（県内に高等学校を設置するすべての学校法人）から意見書の提出を求めるとともに、そのうち一つの学校法人から意見を聴取した。

ア 資金収支計算書及び消費収支計算書

会計基準第9条及び第18条の規定により、収入の部及び支出の部（消費収支計算書にあっては消費収入の部及び消費支出の部）について、それぞれ「科目」（各学校法人とも大科目及び小科目のみ記載されており、中科目を設定しているところはない。）、「予算」の額、「決算」の額及び「差異」の額が記載されている。また、学校法人によっては、独自に設定した小科目として「広報費支出」、「福利厚生費」、「渉外費」などが追加されているほか、欄外に注が記載されている。

イ 資金収支内訳表及び消費収支内訳表

会計基準第13条及び第24条の規定により、資金収支計算書及び消費収支計算書の決算額が部門ごとに区分して記載されている。

ウ 人件費支出内訳表

会計基準第14条の規定により、資金収支計算書に記載された人件費支出の決算額が部門ごとに区分して記載されている。

エ 貸借対照表

会計基準第32条の規定により、資産の部、負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部について、それぞれ「科目」（大科目、中科目及び小科目）、「本年度末」の額、「前年度末」の額及び「増減」の額が記載されているほか、学校法人によっては、独自に設定した小科目として「積立保険金」、「長期未払金」などが追加されている。また、すべての学校法人において欄外に注が記載されている。

オ 固定資産明細表

会計基準第36条の規定により、「科目」、「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」、「期末残高」、「減価償却額の累計額」、「差引期末残高」及び「摘要」が記載されている。

カ 借入金明細表

会計基準第36条の規定により、「借入先」、「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」、「期末残高」、「利率」、「返済期限」及び「摘要」が記載されている。

キ 基本金明細表

会計基準第36条の規定により、「事項」、「要組入高」、「組入高」、「未組入高」及び「摘要」が記載されている。また、学校法人によっては、付表として、第2号基本金及び第3号基本金の組入に係る計画等を記載した表が添付されている。

2 争点

本件公文書は、学校法人が、私立学校振興助成法に基づき作成し、富山県知事へ提出した計算書類であって、各学校法人の収入、支出及び決算等が記載されたものであることから、学校法人の財務に関する情報に該当するものと認められる。条例により、こうした情報をどの程度まで開示すべきかについては、学校法人の公的な性格を考慮の上、開示することにより、当該学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報に当たるかどうかを検討する必要がある。そこで、非開示事由となり得る条例第7条第3号（法人等情報）の該当性について検討する。

3 条例第7条第3号（法人等情報）の該当性について

条例第7条第3号アは、法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。）が記録されている公文書については、非開示とすることを規定している。

ここでいう「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」とは、生産技術上又は販売営業上の情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあると認められるもの、経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあると認められるもの、その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉又は社会的評価、活動の自由、信用等が損なわれるおそれがあると認められるものをいうと解される。

本件公文書については、「経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報」とであると認められるので、「公にすることにより法人等又は個人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあると認められるもの」に該当するかどうかについて更に検討を加える。

(1) 資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表について

資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表は、経営や財政状況について真実な内容を表示することが求められており、これらの計算書類における小科目及びこれに係る金額は、学校法人の経営に要する経費の詳細な内訳であり、当該学校法人の財政状態及び自主的な資産運用の実態等を示すものであることから、その学校法人の経営状態を細部にわたるまで表すとともに、将来の施設充実計画の有無など、当該学校法人の独自の経営方針や経営戦略をうかがい知ることのできるものであると認められる。

したがって、学校法人の公的性格を考慮してもなお、これを公にすることにより学校法人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあり、学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして条例第7条第3号アの非開示情報に該当すると認めるのが相当である。

しかし、実施機関が非開示とした貸借対照表の中科目及びこれに係る金額については、それを構成する小科目及びこれに係る金額のレベルより大まかな情報であり、開示したとしても学校法人の経営状態を細部にわたるまで表すものではなく、当該法人の経営方針や経営戦略をうかがい知ることのできるものとは認められないから、開示すべきである。

(2) 資金収支内訳表及び消費収支内訳表について

資金収支内訳表及び消費収支内訳表については、資金収支内訳表は、資金収支計算書に記載される収入及び支出で当該年度の諸活動に対応するものの決算の額を、会計基準第13条に規定する部門ごとに区分して記載することとされ、消費収支内訳表は、消費収支計算書に記載される消費収入及び消費支出の計算の額を、会計基準第13条に規定する部門ごとに区分して記載することとされており、これらの内訳表に記載される科目は、資金収支計算書及び消費収支計算書に記載された大科目及び小科目にそれぞれ対応している。

このうち小科目については、学校法人が独自にこれらの科目を追加又は細分することができ、また、これらの科目の金額からは、当該学校法人が部門別にどのような点に力を置いて経営しているかなどの経営方針や経営戦略を詳細に把握することが可能となるものであると認められる。

したがって、これを公にすることにより学校法人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあり、学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして条例第7条第3号アの非開示情報に該当すると認めるのが相当である。

(3) 人件費支出内訳表について

人件費支出内訳表は、会計基準第14条により、資金収支計算書に記載される人件費支出の決算の額を部門ごとに区分して記載するものとされている。

人件費支出内訳表に記載されている科目及び金額は、資金収支計算書の小科目及びその小科目を構成する内訳であると認められる。

したがって、資金収支計算書における小科目相当あるいは更に詳細な情報であることから、これを公にすることにより学校法人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあり、学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして条例第7条第3号アに該当すると認めるのが相当である。

(4) 固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表について

固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表は、貸借対照表に附属する明細表として会計基準第36条の規定により、当該会計年度における固定資産、借入金及び基本金の増減の状況、事由等を記載することとされているものである。これらに記載された事項は、いずれも貸借対照表における中科目の内訳となる小科目相当及び小科目の内訳となる詳細な数値であり、学校法人の固定資産、借入金及び基本金の増減の状況を具体的に示すものであると認められる。

したがって、これを公にすることにより学校法人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあり、当該学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして条例第7条第3号アに該当すると認めるのが相当である。

4 学校法人等における財務情報公開に係る状況及び本審査会の考え方

企業は、商法や株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の規定に基づき、貸借対照表又はその要旨等の公告が義務付けられているが、近年自主的かつ積極的に、義務付けられた以上の財務情報を開示しているものが多く見受けられる。また、学校法人においても、自主的に資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表などについて詳細に公開している例が散見されるところである。しかし、これらはいずれも、法律で公表が義務付けられているものではなく、自主的、積極的に財務内容を公表することで社会的評価を高めようとする戦略的な意図等に基づくものであり、条例に基づき県が保有する公文書の開示請求権を認める開示請求制度と同列に論ずるわけにはいかない。

また、本年5月に私立学校法の一部が改正され、平成17年4月以降、学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成し、それらの書類及び監査報告書を各事務所に備え置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととなった(平成16年4月1日以後に始まる会計年度に係る財産目録、貸借対照表、収支

計算書等について適用。)。しかしながら、閲覧を請求できるのは利害関係人に限定されており、条例に基づき、何人に対しても等しく県が保有する公文書の開示請求権を認める開示請求制度とは同列に論ずるわけにはいかない。

5 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別紙1 異議申立ての理由

1 学校法人会計基準について

学校経営に対する父母関係者の理解と支持を得るために制定された、学校法人会計基準の「計算書類」は、全面的に開示され、学校法人の財政状態と経営成績の実態が明確になってこそ学校関係者の理解を得られるものであり、部分開示では到底理解できるものではない。

また、学校法人会計基準に規定されている会計の原則は、事実に基づき正確に計算書類を作成することを規定しているものであり、学校関係者の理解を得るためにも開示が求められる。

さらに、学校法人会計基準には、資金収支計算書、消費収支計算書等に関する計算方法、記載方法及び貸借対照表の記載方法等が規定されているが、この規定は所轄庁をはじめとして、学校関係者に開示することにより理解と信頼を得るために規定されているものと言える。

2 私立学校振興助成法について

(1) 教育条件の維持及び向上

私立学校振興助成法第1条の「1.教育条件の維持及び向上」の目的が達成されているかどうかを見る場合には、各学校法人が、高等学校設置基準(文部省令第1号、昭和23年1月27日)に基づく基準が充足されているか、つまり、生徒数に対する専任教員数が適正に確保されているかによって把握できるものである。

富山県により部分開示された「人件費」の科目のみでは、人件費総額は理解できるが中身は一切わからず、専任教員が、基準を100%充足されていない学校法人において、教員人件費がどの程度支出されているかが開示されないと、教育条件の維持改善や向上の話は具体的に進展しないことから、開示が必要である。

人件費支出内訳表の開示により、教育条件改善のための、基礎的資料、つまり教員人件費支出や職員人件費支出の「本俸、期末手当、その他の手当、所定福利費」がより明確になるとともに、「兼務教員」、「兼務職員」の支出も明確となるものである。

(2) 私立学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の軽減

富山県も各高等学校法人に生徒の「授業料減免」の奨学金の補助金を交付しているが、学校法人によっては、全くこうした制度が活用されていなく、実施していない学校が存在する。こうした「奨学金支出」は、消費収支計算書の「教育研究経費」又は「経費」の中に含まれるものであるが、部分開示では「奨学金支出」の金額は一切わからない。よって全面開示すべきである。

(3) 私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資すること

学校法人の収入の中心は、生徒・保護者の納入する授業料を中心とする学納金と地方公共団体からの経常費の補助金である。学校法人に対する経常費補助金は県民の税金によりなされたものであり、その経営状態は富山県民をはじめとした学校関係者に対して開示し、その理解を得るべきものである。

3 その他

(1) 実施機関は、非開示理由説明書において「大科目は変更できないが、中科目の設定や小科目の追加は可能となっていることから、大科目よりも詳細な部分は学校法人の自主的、弾力的な運用が認められている。」としている。しかし学校法人会計基準別表第2では、小科目の「人件費」科目は特定されており、全く学校法人の自主的、弾力的な運用とする主張は理由にならない。

また、実施機関は、「仮に、中科目以下の情報を開示すれば、科目ごとの金額、資産内訳等の内容自体及びそれに基づく財務分析等から、学校法人の教育活動や経営方針等の情報が明らかとなり、当該学校法人の自主性を損なうことになる」としている。しかし、そもそも学校法人は公益法人であり、極めて公共性(私立学校法第1条)が高いものであり、県民の税金を受領する法人として、経営の健全性を高める上からも、学校経営の透明性の向上が求められる。少子化により15歳人口の減少傾向が続く中で、生徒・保護者らが学校を選択する際の判断材料の提供は必要不可欠となっており、全面開示が必要である。

部分開示決定により開示されていない、計算書類の開示がなされてこそ、私立学校振興助成法第1条(目的)に規定されている「私立学校の経営の健全性を高める」ことになるといえる。

(2) 「学校法人の管理運営の適正確保について」(昭和58年7月29日文部次官通知)では、「経理の適正を期するとともに、必要に応じて財務状況を関係者に明示すること。」としており、会計計算書類の開示を求めている。

また、文部科学省も学校法人に対して財務状況の開示を義務付ける方針決め、実施が検討されている。

別紙2 実施機関が主張している非開示の理由

学校法人の財務関係書類の開示に当たっては、財務関係書類の有する性格を踏まえて、独自性、自律性が尊重される学校法人が被る不利益と、公共性及び公的助成団体として要求される公益性とを比較考慮し、総合的に判断して決定している。

1 固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表について

いずれも学校法人の財産状況が記録されたものである。学校法人の財産は私人の寄附財産により形成されたものであるから、その管理・運用は事業運営上の内部管理に属する事項として最も自主性が尊重されるべきものである。

具体的にこれらを全て開示すると、資産の内訳、負債の明細及び抵当権等の設定の有無、特定の借入先、資金運用支出の割合等が判明し、当該学校法人の財政状態、支払能力、信用力等のあらゆる会計情報の詳細が明らかになり、また、将来的な学校の施設の拡充や新たな学校の設置計画などの具体的な経営戦略が明らかになるものである。さらに、これらの情報に基づく財務分析を行い文部科学省等が公表している種々の統計結果と比較することで詳細な分析により経営の特色や経営ノウハウをうかがい知ることが可能となる。

このように、詳細な財務情報及びこれらの分析、比較を行うことによって、法人の財政状態や自主的な資産運用の実態、自主性、独自性を活かした教育活動や経営上の独自の施策・方針やノウハウをうかがい知ることができるものであることから、学校法人が被る不利益が社会的に受忍すべき限度を超え、その事業運営上の地位が損なわれる。

2 資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、消費収支計算書、消費収支内訳表及び貸借対照表について

資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、消費収支計算書及び消費収支内訳表はいずれも学校法人の運営状況を表すものであり、貸借対照表は財産状況を表すものである。資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び消費支出内訳表においては、学校法人、各学校、研究所等の部門に区分した詳細な数値が記載されており、当該学校法人の経営方針や経営戦略をより深くうかがい知ることができる内容が記載されているのである。

学校法人の運営等については、特に自主性が尊重されるものであるが、私立学校振興助成法に基づき公的助成を受けている学校法人が作成し、提出すべき財務関係書類については、学校法人会計基準によって記載すべき科目が定められており、大科目は変更できないが、中科目の設定や小科目の追加は可能となっていることから、大科目よりも詳細な部分については学校法人の自主的、弾力的な運用が認められており、学校法人の独自の経営戦略的なノウハウなどが表現され得るものである。

具体的にこれらを全て開示すると、科目ごとの金額、資産の内訳等の内容自体及びそれに基づく財務分析等から、自主性が尊重される学校法人の教育活動や経営方針、経営状況、財政状況、財務の安全性など多方面にわたる情報が判明し、経営上の独自の施策・方針やノウハウをうかがい知ることが

でき、法人の財政状態、自主的な資産運用の実態まで明らかにする結果となることから、学校法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれる。

したがって、学校法人の公共性を踏まえ、一定の範囲の財務関係書類を開示するとしても、すべてを公開することは適当ではないと考える。

3 学校法人以外の他法人との比較について

公益性が高い学校法人以外の他法人（医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人）では、法律上、一定範囲の財務関係書類を開示することが規定されているが、学校法人では、私立学校法第47条において、貸借対照表、収支計算書等を作成し、常に事務所に備え置かなければならない旨を規定しているだけで、閲覧請求権や公告については規定されていない。つまり、学校法人の財務関係書類の開示・公開については、学校法人の自主性を尊重するためにも法令上の義務付けがなされていないのであって、各々の学校法人の自主的な判断に委ねられているものである。

学校法人以外の他法人が一定範囲の財務関係書類を開示する法令等の規定があるとしても、これは、利用を希望する者その他利害関係人や債権者の利益の保護を目的にするものであって、条例に基づく公文書開示制度とは目的及び主旨を異にするものであることから、学校法人以外の他法人が法律上、一定範囲の財務関係書類を開示することが規定されていることを以って、情報公開制度により当然に開示されるというものではない。

4 国及び他県の状況について

さらに、同種の異議申立てに係る国及び他県の情報公開審査会への諮問に対する答申においても、本県と同様の取扱いが一般的である。

5 私立学校を取り巻く環境について

私立高校には学区制がなく、また、中学校卒業者の減少により各学校間の生徒獲得競争が厳しい状況となっており、県内私立高校の定員充足率には差が生じている。こうした状況のもと、各学校法人は自主性、独自性を活かした教育活動を行うため、独自の経営方針や経営ノウハウを駆使しながら学校経営を行っている。財務書類の詳細が開示されると、例えば、複数の学校を有する法人においては、どの部門に重点を置いて教育研究活動を行い、そのためにどのような資金のやり繰りを行っているかがうかがうことが可能となるなど、独自の経営戦略やノウハウが他に知られてしまうこととなる。

このように、本件公文書は、当該法人の内部管理情報として管理されており、法人の意思によらないでその内部管理情報が公表されることとなれば、学校法人が被る不利益は、学校法人の社会的に受忍すべき限度を超え、事業運営上の地位が損なわれることとなる。

別 記

審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成14年11月 1日	諮問書を受理
平成14年12月 4日 (第4回審査会)	諮問事案の概要説明
平成14年12月20日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成15年 2月27日	非開示理由説明書を受理
平成15年 3月18日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成15年 4月25日	異議申立人の意見書を受理
平成16年 3月30日 (第16回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関の職員から非開示理由説明を聴取 ・異議申立人から意見を聴取 ・審議
平成16年 5月19日 (第17回審査会)	審議
平成16年 6月29日 (第18回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加人から意見を聴取 ・審議
平成16年 7月29日 (第19回審査会)	審議
平成16年 9月 3日 (第20回審査会)	答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
河 田 稔	北日本新聞社常務取締役	
民 谷 千鶴子	富山県婦人会副会長	
濱 谷 元一郎	富山県商工会議所連合会常任理事	
吉 原 節 夫	高岡法科大学学長	会 長 本件の審議には参加せず
米 田 育 代	富山県地方労働委員会委員	